

広報にしごう第196号
昭和62年4月1日

広報にしごう VOL.4

■人口のうごき 人口15,092人(+19) 男7,641人(+3) 女7,451人(+16) 世帯数3,667戸(+1) 3月1日現在()は対前月比



3年の終了課程を終えて、晴れの卒業式……(写真は西二中)▲▼

希望を胸に



おもな内容

昭和62年度鈴木村長所信表明	2
むし歯は健康の敵です	3
食管制度を守るために	
あなたの協力が必要です	4
住所移転された方は次の方法で	5
スポーツコーナー	6
栃木女子刑務所研修紀行	7
新国民年金のすがた	8~9
おしゃせ	10

上程された議案

- 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
 - 議会議員の報酬期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 西郷村消防団給与条例の一部改正について
 - 西郷村交通安全対策会議条例の一部改正について
 - 白河都市計画事業白河西郷土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について
 - 西郷村健康づくり推進協議会条例の一部改正について
 - 生活路線バス等運行対策審議会条例の制定について
 - 西郷村保育所設置条例の一部改正について
 - 西郷村保育所に係る保育科の徴収に関する条例の一部改正について
 - 西郷村農村広場設置条例の一部改正について
 - 西郷村公民館条例の一部改正
 - 昭和六十二年度西郷村一般会計予算
 - 昭和六十二年度西郷村国民健康保険特別会計予算
 - 昭和六十二年度西郷村有線放送
- 西郷村農民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 西郷村スポーツ振興審議会条例の一部改正について
 - 西郷村民体育館設置及び管理条例の一部改正について
 - 昭和六十二年度西郷村大平工業用水道事業会計予算
 - 昭和六十二年度西郷村樅山工業用水道事業会計予算
 - 人権擁護委員の推進につき意見を求めるについて
 - 西郷村社会体育、レクリエーション施設条例の一部改正について
 - 西郷村道路線の認定について
 - 西郷村道路線の廃止について
 - 西郷村国民健康保険給付費支払準備基金の処分について
 - 西郷村国民健康保険条例の一部改正について
 - 西郷村水道事業給水条例の一部改正について
 - 西郷村工業用水道事業条例の一部改正について

昭和62年度重点事業

(単位:千円)

川谷小学校建設事業	257,000
家族旅行村整備事業	148,000
原中~四ツ門線歩道設置事業	34,000
シナシ川改修事業	40,000
区画整理事業	261,000
公営住宅建設事業	141,000
三期山振農道整備事業	71,000
幼稚園建設事業	44,000
屋外運動場照明施設整備事業	61,000
屋外ゲートボール場建設事業	21,000
農村基盤総合整備事業	30,000
村道改良事業	233,000

- 送電話事業特別会計予算
- 昭和六十二年度西郷村老人保健特別会計予算
- 昭和六十二年度西郷村土地造成事業特別会計予算
- 昭和六十二年度西郷村水道事業会計予算
- 昭和六十二年度西郷村樅山工事

“むし歯”は健康の敵です

村を挙げて一掃対策に取り組む



▲ フッ素でうがいをする子供たち

村では、本年度（昭和六十二年度）から村内小学生を対象に、虫歯対策事業に取り組むことになりました。

この虫歯対策は、二月二十五日を開催された、健康づくり推進協議会（高木次郎会長）の席上において、取り組むことが決められたものです。

昨年の村内小・中学校の現状を見ますと、小学六年生で一人九本と非常に憂慮すべき状況にあります。

対策に当つて、先ず①歯みがき運動の推進（毎食後）②フッ素洗口事業（週一回）――この場合、一回分の洗口液は誤って飲んでも、全く危険性はありません。③食生活指導の徹底等事業を行います。

対象者は、本年度として小学一~四年生、六十三年度は小学一~五年生、最終年度（六十四年）として一~六年生を対象に実施されます。

子供達の健康の元であり、私たちの食生活にも欠くことの出来ない大切な“歯”を虫歯から守るため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

子供達の健康の元であり、私たちの食生活にも欠くことの出来ない大切な“歯”を虫歯から守るため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

好きです にしごう みんなで投票

食管理制度を守るために……

今日まで、米の供給過剰による数々の需給調整が実施されてきました。

●村の転作等目標は、

三〇五へタタチル

このほど、県から村へ配分さ

昭和六十一年度で終了の「水田利用再編対策」は、国・県・村等行政からの“依頼”的な施策でしたが、今回、新たに昭和六十二年度から実施される「水田農業確立対策」とは、固々の

農家の意志を農事組合単位で結集し“自主”的に取組んでもらおう、とするものです。

その趣旨は、次のとおりです。
『水田を活用して生産される、
作物の生産性の向上、地域輸作
農法の確立及び需要の動向に応
じた米の計画生産を、生産者・
生産者団体の主体的責任を持つ
た取組みを基礎に、一体的に推
進する。』というものです。

実施期間は、昭和六十二年度
以降、六年間とし、前期(三年)
と後期(三年)とに分けて実施さ
れます。

配分

所有する水田の四分の一が、転作対象となり、大変厳しいものとなっています。

●助成補助金

うぞ、転換畑、林地、養漁池、
施設園芸用施設用地等)、特例
作物(野菜、たばこ等)の三種
他に水田預託、土地改良事業の
通年施行、他用途利用米、その
他、実績として該当するものが
対象となります。

転作奨励金依存からの脱却、
という見地から、これまでの「
米から他作物への転換を重視し
た奨励措置」に代わり、「構造
政策を重視した助成措置」とす
ることの考え方方に立って、水田
農業確立対策の趣旨に即した、

各地域における農業者、農業関係者の主体的な取組みについて
望ましい水田利用形態に可能な
限り誘導するため、下記の表

● 転作目標

「なお、転作目標面積を達成した農事組合については、その達成面積に応じて、十アール当たり二千円の補助金が交付されます。」

区分	①基本額	加算額	
		②生産性向上等 加算	③地域営農加算
一般作物	19,000	20,000 (県特認10,000)	10,000
永年性作物等	24,000	20,000 (県特認10,000)	10,000
特例作物	7,000	5,000	5,000
水田預託	7,000	—	—
土地改良通年施行	7,000	—	—

(注) ②及び③の加算について

- 1) 農事組合の転作目標を達成していることが前提。
 - 2) ②と③は重複して交付を受ける事ができます。
 - 3) ②は、生産規模の拡大、生産の組織化、転作田の団地化、産地形成等を誘導するもの。
 - 4) ③は農協が中心となって地域の水田農業確立を計画的に推進するもの。



- 予約限度数量の減
- 良質米奨励金のカット
- 適正集荷奨励金の減

農事組合単位での、目標面積
が未達成の場合は、その未達成
分が次年度の転作等目標面積の
加算されるとともに、食糧管理制度
制度関連の奨励助成措置などの
取り扱いに差が設けられます。

未達成の場合

● 転作目標面積が、
成面積に応じて、一アール当たり
二千円の補助金が交付されます

区
一 般 作
永 年 性 作
特 例 作

た 生じ

第 196号

(4)

れます。

●転作等として取り扱う

ことができるもの

転作作物が、一般作物（麦、豆類、飼料作物、花き、てんさい

4月は「河川美化月間」

“住所移転”された方は

来る四月十二日(土)は福島県議会議員選挙投票日です。

県内の市町村間を住所移転された方は、次の方針により投票されますようお願いします。

一、転入届を昭和六十二年一月二日まで、市町村窓口へ提出された方は、転入地で投票することになります。(この場合県外からの転入者も転入地で投票できます。)

(二) 不在者投票を行う方法
投票入場券はなくとも差し支えありません。)

○四月三日から十一日の間に、
転出者は、不在者投票という
方法があります。不在者投票
は、次のいずれかの方法で行
うことができます。
どで投票日に、投票所へ行け
ない時、又は、市や郡外への

投票率(%)

(一)、投票日に、以前住んでいた
された方は、次の方で投票
を行つて下さい。(ただし、こ
の場合、県外からの転入者及
び、県外への転出者は投票で
きません。)

所の投票所で投票を行う方法
転入地の市町村長が発行する
“住民票(写)”，又は，“引き
続き福島県内に住所を有する
旨の証明書”が必要です。あ
らかじめ、交付を受けておく
必要があります。(この場合、

印鑑と、転入地の市町村長が
発行する“住民票(写)”，又は
“引き続き福島県内に住所を
有する旨の証明書”が必要で
す。あらかじめ、交付を受け
ておく必要があります。

○転入地の選挙管理委員会で行
う方法。

郵送期間が入りますので、手
続きを、できる限り早めに行
って下さい。

三、次の点に注意して下さい。

短期間に移転を繰り返した方
以前住んでいた所の市町村選
挙管理委員会で行う方法。

卒 内 中 学 校 で 卒 業 式

村内中学校で
卒業式

村内児童生徒数 (昭和61年5月1日現在)

小学校（5校）

区分	1	2	3	4	5	6	計	前年度増減率	教職員数
熊倉小	人 63	人 76	人 71	人 67	人 74	人 86	人 437	% 0.69	人 19
小田倉小	94	86	104	86	95	84	549	3.98	23
米小	31	35	36	37	33	34	206	1.98	10
羽太小	16	23	24	17	14	17	111	4.72	10
川谷小	13	18	15	16	24	16	102	△3.77	10
計	217	238	250	223	240	237	1,405	2.11	72

中学校（3校）

区分	1	2	3	計	前年 度 増減率	教職員数
西一中	112	93	84	289	17.00	21
西二中	93	78	92	263	13.85	19
川谷中	15	12	11	38	8.57	10
計	220	183	187	590	15.01	50

昭和61年度学校基本調査の結果が公表されましたのでお知らせします。この調査は毎年五教職員数などを各幼稚園、学校へ調査依頼し、集計したもので

より一部抜粋してお知らせします。

この表から見ると、各小中学 校とも増加、特に西一中が十七 パーセントと突出しております。 これは、学区内での宅地化が進 んだためと思われます。

区分	卒業者		
	男	女	計
西一中	48人	36人	84人
西二中	40	47	87
川谷中	3	8	11
計	91	91	182

川 柳
汐干狩股の向うに光る海
忠 義
あといくつネオンの海に隠す
三 郎
微罪
父のんだ海へ運命の舵をとり
ユキ子

は、投票できないこともあります。

川柳

春一番 さわやか選挙 統一選

第一から第三方面隊異常なし

村内で出動・走行・部所訓練

実施されました。

訓練は柏野、熊倉、上野原の各方面隊ごとに火災を想定。出動・走行・部所活動を演習し、防ぎよ体制の強化、ポンプ車等の活用技術の習得や向上を図りました。団員は、訓練のなかにも真剣な表情を見せ、本番さながらに展開されました。

訓練のあと、ポンプ車や積載車で啓蒙パレードを行い、『村から火災を出さないよう』と zwar として、村消防団による出動・走行・部所訓練が三月一日(日)



▲訓練も本番さながらに (写真は柏野)

ゲレンデでスピード競う

総合優勝は穴沢さん

村民の体力向上や、スキーの技術向上を図るうと第十四回大会は開会式のあと、午前十時から競技に移り、回転、大回り、村民スキー大会が三月一日(日)、時から競技に移り、回転、大回り

一般女子＝藤井笑子
▼大回転の部・男子の部(年令制限は回転の部に同じ) 青年

A＝穴沢清一 青年B＝石井満

スポーツコーナー

年生男女) 年生男女) 年生男女) 年生男女)

青年B(三歳) —菅野
十歳) —菅野
三十歳) —菅野
十九歳以下) —六沢清一

世界一の村をめざして

→村長を囲み座談会

内容は、『二十世紀への進路』と題し、村づくりに取り組む若い人たちが『村が良くなるには、どうすれば良いか』を話し合ったものです。出席者は

このほど、月刊誌・財界ふくしま主催による、村長を囲んだ座談会の記事が二月号に掲載されました。

座談会は、終始なごやかな雰囲気で進められ、出席者の意見から積極的に村づくりを推進する意気込みが、ビシビシと感じられた数時間でした。

村商工会青年部から菊地部長、芳賀副部長、婦人部より相川部長、連合青年会から小島会長が出席しました。



▲さあスタート…ちょっぴり不安?

対談の中で、村長は「村の人口の増加が一日一人以上の割合で伸び、昨年十一月、一万五千人を突破、将来は三万人を超える。人口の増加とともに豊かな自然と、交通条件の良さは世界一になる要素は充分」と語りました。

商工会青年部側からは、人口増に対応した商工業発展の推進、婦人部から、自然環境の良さを利用した大学等の教育機関の誘致、また、青年会からレクリエーションを通じた若い人達のコミュニケーションの場が、将来、大きな力となる等の活発な意見が出されました。

栎木刑務所

女子研修紀行

中三十分の昼食をとり、午後二時三十分、栃木市惣社町二、四

四月二十日から春の防犯運動は始まりますが、村防犯協会（鈴木平作会長）では、二月九日 栄木刑務所（女子）慰問・一日 研修を催しました。

参加された方から、次の様な 研修紀行が寄せられました。

時三十分“栃木市惣社町一、四八四番地”——近代的建築構造の、栃木刑務所玄関前に着いた。同所の中川部長と矢嶋総務課長の、研修心得などの説明を受け、約一時間三十分ほど収容所内の巡回視察となつた。

「我が罪を母に詫びたい、ひとり身の騒ぐ海猫、ふるさと遠し——三十歳の受刑者・S子の句である。罪の深さを反省し一日も早い社会復帰を心に秘め豊かな時間に充ちて、この内、

刑務所は、札幌、笠間、和歌山、
九州、そして栃木刑務所の五ヵ所
所である。明治元年、栃木囚獄
として設立され、明治三十九年
女子受刑者を収容したのが始ま
りである。大正十一年、宇都宮
刑務所・栃木支所となり、昭和
二十三年、栃木刑務所となつた
のである。

敷地は、広大なる六二、三五八平方メートル、建物面積一四二六四平方メートルの近代建築で、一見、先端技術産業工場の

現在、最年長七十八歳で無期懲役の老てこぼ頭二、四一二之ようであつた。

懲役の老女を筆頭に四三名が収監されている。横浜、静岡を除く関東、東北全域からの受

刑者で、全国で確定した外国人特にフイリピン等十一人の外国人も収監されている、日本唯一の

国際刑務所でもある。

つて見る前に、犯罪と刑罪とは何だろうと思わずにはいられない研修日でもあつた。これが狎罪なのだと再認識もした。刑法は厳しくあれ、という言葉も聞く。

職業訓練には各科共、定期試験を決めて美容科二年、縫製科三年五ヶ月、和文タイプ科六ヶ月、刑罪の意義を理解させ、収監生活に必要な人間形成を目指しての数ヵ月講座がある。

新入所、出所時の視聴覚教育もあって、模範収監者、長期收監者とに分けて、七つの集会が催されている。クラブ活動には短歌、俳句、詩吟、民謡と十一のクラブ活動も活発である。

に区分され、外国人受刑者には日本語指導も科目の一つに組み込まれている。教科教育の中で最も、短大、高校卒は十四人も四年監されており、ちょっとした専門校のような風景もかもし出されていった。

れでいいが、
主食は作業の軽重により、五
等食一、七〇〇カロリー、一等
食二、八〇〇カロリー、二等
食三、九〇〇カロリーとする。

食二、四〇〇カロリーまで分かれ、米六・五、麦三・五の割合である。副食として、たん白、脂肪、ビタミン等は毎日八〇〇カロリー以上給与される。衣類は季節に応じ、日用品は家庭的にそろえ、日費が満足する

其的には支給し、自費で購入する
ことも出来るようだ。

を目的に保護観察、環境調査は特に嚴重で、一日の規律生活態度がすべて收監所点数の七十パ

一セントが課せられる。

時十分から三十分までの間に満ませ、午前と午後に十五分間の休憩がある。夕食は十六時十五分からで、昼食は十二時より四十分間ある。就寝は二十一時で、朝食は六時である。帰寮後、就寝までの時間は、必ず、就寝、就寝、就寝、就寝、就寝、就寝である。

内清掃、洗濯、読書、各種教育、クラブ活動もその間に行われているのである。

あつて満一歳まで保育が許可されている。収監者の主な罪名は、重刑の殺人もいるが、特に暴力団との覚せい剤の密輸が主で、窃盗も多いようだ。

は、世の移り変わりの変ばうを的確にとらえ、諸事犯の分析と原因を追求するので防犯協会の大いな役割と課題でもある。今年も、春の防犯運動が四月二十日から、五月六日までの五日間実施される予定です。地域の職域、家庭と民警一ヵとなつて、住み良い、すづくり、

とがて住み良い木づらい御協力と期待を心から願つて、防犯運動を展開したいと思つております。

新国民年金のすがた

遺族基礎年金

現在の国民年金では、母子年金など五つの遺族給付があります。

ですが、新制度では母子年金、準母子年金、遺族年金が遺族基礎年金に再編成され、寡婦年金と死亡一時金が自営業者など第1号被保険者に対する独自の給付として存続します。

(現在)

金の受給資格期間(二十五年)を満たしたときに支給されます。なお、昭和七十一年四月一日前に死亡した場合は、死亡日前の一年間に保険料の滞納期間がなければ支給されることになります。

遺族基礎年金を受けられる人とは、死亡した夫または父に生計を維持されていた次の人が該当します。

(ア) 死亡した人の妻で、十八歳未満の子または二十歳未満で一級・二級の障害の子といつしょに暮している人。

(イ) 死亡した人の十八歳未満の子または二十歳未満で一級・二級の障害の子。

ただし、妻が遺族基礎年金を受給している間は、子の遺族基礎年金は支給停止されます。

妻に支給される遺族基礎年金の額(昭和61年度価格予定)

	基 本 額	加 算 額	合 計
子が1人のとき	622,800円	186,800円	809,600円
子が2人のとき	622,800円	373,600円	996,400円
子が3人のとき	622,800円	435,900円	1,058,700円

(注) 3人目以降は1人につき62,300円が加算されます。

子に支給される遺族基礎年金の額(昭和61年度価格予定)

	基 本 額	加 算 額	合 計	1人当たり支給額
子が1人のとき	622,800円	—	622,800円	622,800円
子が2人のとき	622,800円	186,800円	809,600円	404,800円
子が3人のとき	622,800円	249,100円	871,900円	290,633円

(注) 3人目以降は1人につき62,300円が加算されます。

また子に支給するときは六二三一、八〇〇円(月額五一、九〇〇円)、昭和六十一年度価格(予定)で、子が二人以上のときは、一人目以降の加算額を加え、年金を受ける子の数で割った額となります。具体的には、左の表のとおりです。

(ア) 国民年金の遺族に支給する年金が母子年金型から遺族年金型へ移行

現在の母子年金は、死亡した夫が国民年金に加入していなかったかどうかに関係なく、支給を受ける奥さん自身が国民年金の加入者でなければ受けられません。これに対して、新しい遺族基礎年金では、夫が国民年金に加入している間に死亡するか、老齢基礎年金を受けられる加入期間に達した後で死亡した場合に支給されることになります。つまり、遺族基礎年金では、死亡した人の加入を条件とすることになり、厚生年金の遺族年金型になるわけです。

(イ) 遺族基礎年金は、今までの母子年金より加入期間の条件が緩和

では、加入期間のうち三分の二以上保険料を納めている期間(免除期間を含む)があれば支給されることになります。つまり、加入期間の長短に関係なく、三分の一以上保険料未納期間がなければ支給され、加入直後に死亡したときでも遺族基礎年金が支給されることがあります。

3 現行の遺族給付と新しい遺族基礎年金の相違点

現在の母子年金は、死亡した夫が国民年金に加入していないかどうかに関係なく、支給を受ける奥さん自身が国民年金の加入者でなければ受けられません。これに対して、新しい遺族基礎年金では、夫が国民年金に加入している間に死亡するか、老齢基礎年金を受けられる加入期間に達した後で死亡した場合に支給されることになります。つまり、遺族基礎年金では、死亡した人の加入を条件とすることになります。つまり、厚生年金の遺族年金型になるわけです。

では、加入期間のうち三分の二以上保険料を納めている期間(免除期間を含む)があれば支給されることになります。つまり、加入期間の長短に関係なく、三分の一以上保険料未納期間がなければ支給され、加入直後に死亡したときでも遺族基礎年金が支給されることがあります。

1 受給要件

遺族基礎年金は、夫(または父)が死亡した日の前に、①保険料を納めた月(免除された月を含みます)が加入期間の三分の二以上あるか、②老齢基礎年金

2 年金額

現在は、夫の死亡前に母子年金を受ける妻が一年以上保険料を納めているか、三年以上保険料納付免除の期間で満たされているなどの条件があるときに支給されています。

3 遺族厚生年金とは?

死亡したときに遺族に支給される年金のことです。新年金制度の発足に伴い、基本的には遺族基礎年金に上のせして支給される報酬比例の年金です。

**遺族厚生年金が受けられる
遺族の範囲**

死亡した厚生年金加入者に生計を維持されていた次の遺族が受けられますが、遺族基礎年金と合わせて受けられる遺族と、

参
考
3

**遺族厚生年金が受けられる
遺族の範囲**

死亡した厚生年金加入者に生計を維持されていた次の遺族が受けられますが、遺族基礎年金と合わせて受けられる遺族と、

$$\text{平均月收} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{厚生年金加入月数} \times \frac{3}{4}$$

(最低300月)

*参考②の「遺族厚生年金の受給要件」の(ア)と(イ)に該当する場合は、最低300月で計算します。

た額が年金額とな
ります。ただし、
老齢基礎年金の受
給資格期間を満た
した人で、昭和六
十一年四月一日に
四十歳以上の人があ

補聴器の相談・修理を
下記の日程で行います。

月 日	場 所	時 間
62年 4月 1日	西郷村役場 住民課前	午後 1時～2時
5月 6日	〃	〃
6月 3日	〃	〃
7月 1日	〃	〃
8月 5日	〃	〃
9月 2日	〃	〃
10月 7日	〃	〃
11月 4日	〃	〃
12月 2日	〃	〃
63年 1月 6日	〃	〃
2月 3日	〃	〃
3月 2日	〃	〃

★身体障害者手帳（お持ちの方）・印鑑をご持参下さい。

なお、くわしくは住民
課福祉係へお問い合わせ
下さい。

☎ (25) 1111 (内) 242
 (有) 5117

(有)5117

(ア) (イ) 厚生年金に加入中に死亡したとき、(ロ) 加入中の病気・けががもとで初診の日から5年以内に死亡したとき（現在は厚生年金の加入期間が六ヶ月以上あることが必要ですが、新制度では、遺族基礎年金の資格期間を満たしていることが条件になります。）
一級・二級の障害（厚生年金を受けられる人が死亡したとき。
(ウ) 老齢（基礎）年金の資格期間を満たした人が死亡したと

遺族厚生年金の受給要件

参考2

厚生年金単独で受けられる遺族に区分されます。

ア) 遺族基礎年金と合わせて受けられる遺族
① 子(十八歳未満または二十歳未満で一級・二級の障

(1) 遺族 厚生年金単独で受けられる
十歳未満で障害の子

(2) 子（十八歳未満または二十歳未満で一級・二級の障害者）のない妻

五十五歳以上の夫、父母

③ 相父母は六十歳から支給されます。

遺族厚生年金の年金額

下の式で計算し

補聴器の調子はいかがですか

● 子のある妻が受ける場合		遺族厚生年金に加入中の人が（加入月数が三〇〇月以下）が死亡した場合
遺族厚生年金	平均月額 $\times \frac{7.5}{1000} \times 300 \text{月} \times \frac{3}{4}$	
遺族基礎年金	622,800円	
子の加算	1人目・2人目186,800円 3人目以降62,300円	
子が1人いる妻	809,600円+遺族厚生年金	
子が2人いる妻	996,400円+遺族厚生年金	
子が3人いる妻	1,058,700円+遺族厚生年金	
● 子が受ける場合		遺族厚生年金の年金額を並べてみた場合
遺族厚生年金	平均月収 $\times \frac{7.5}{1000} \times 300 \text{月} \times \frac{3}{4}$	
遺族基礎年金	622,800円	
子の加算	2人目186,800円 3人目以降62,300円	
子が1人のとき	622,800円+遺族厚生年金	
子が2人のとき	809,600円+遺族厚生年金	
子が3人のとき	871,900円+遺族厚生年金	

ものとしまじか

- 子のない40歳未満の妻、夫、父母、祖父母、または孫が受ける場合

遺族厚生年金 平均月収 $\times \frac{7.5}{1000} \times 300$ 月 $\times \frac{3}{4}$

死亡したときは、千分の七・五ではなく年齢に応じて千分の十～千分の七・六一の乗率になります。(老齢厚生年金の年金額の報酬比例部分の乗率と同じ率となります。)

夫が死亡したときに三十五歳以上で子のない妻（死亡当時は十八歳未満の子がいて、その子が十八歳になつたときは三十五歳以上の妻を含む）に支給される遺族厚生年金は、四十歳から

六十五歳になるまで四六七、一〇〇円（月額三八、九二五円・昭和六十一年度価格（予定））が加算されます。



募集 62年4月期講座
受講生 NHK

1. 場所

- 郡山市麓山一丁目5番21号
NHK郡山放送局(会館内)

2. 受付時間

- 平日 午前9時30分～午後6時30分
- 土曜日 午前9時30分～午後5時30分
(日曜日・祝日はお休みです)

3. 申し込み・受け付け

お問い合わせ先

- 〒963 郡山
郡山市麓山一丁目5番21号
NHK文化センター郡山教室
☎(0249)33-0022(代)

4. 講座案内

- 4教室・70講座

募集 春の青年海外協力隊

協力隊では春の隊員を下記の内容で募集します。

●資格

満20歳以上、原則として35歳までの日本国籍を持つ青年男女

●願書締切

昭和62年5月31日消印有効

●選考試験

第1次選考(筆記試験:作文・英語・技術)

第2次選考(面接:個人・技術・健康診断書にもとづく問診及び精査等)

●派遣国

本人の希望は尊重しますが、技術の幅・内容等を考慮し、適材適所の決定を優先します。

●派遣期間

2年間

●説明会会場

5月21日(木) 18:00～20:00

郡山市中央公民館

●問合せ先

青年海外協力隊事務局

☎東京03(400)7261

ようお願いいたします。

福島労働基準局

事業主のみなさんへ

昭和62年度の労働保険の年度更新をする時期がまいりました。

4月初めに局、又は県から送付される申告書用紙と記入要領をよくお読みいただいて

5月15日までに自主申告、自主納付最寄りの金融機関、郵便局、労働基準監督署、福島労働基準局又は県雇用保険課に手続きをされますようお願いいたします。また、期日までに申告できるよう賃金台帳等を整備しておかれますようお願いいたします。

福島労働基準局・福島県商工労働部

ゴミの収集日が変わります

種別	現在の収集日	変更後
可燃ごみ	3月28日まで 土曜日	4月3日から金曜日
	3月30日まで 月曜日	4月7日から火曜日
不燃ごみ	3月30日まで 月曜日	甲子、川谷を除く行政団 4月2日から木曜日
	3月30日まで 月曜日	甲子、川谷行政区のみ 4月7日から火曜日

村営住宅入居者(募)集

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記

住宅名 下羽太団地 1戸

構造 簡易耐火構造平家建

種別 第1種

部屋数 3部屋

家賃 月額 11,000円

住宅名 狼山合団地 1戸

構造 簡易耐火構造平家建

種別 第1種

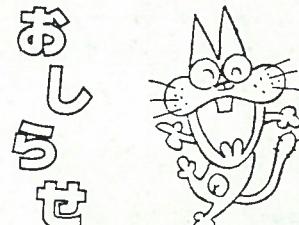
部屋数 3部屋

家賃 月額 5,900円

敷金はそれぞれ家賃の2ヶ月分で、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は役場建設課(☎25-1111 内線353)にあります。

尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。



**「委託状況届」は
4月30日までに**

製造・加工業者等で製品の加工を家内労働者(内職者)に発注している事業主(委託者といいます)は、毎年4月1日現在の家内労働者数を4月30日までに「委託状況届」により所轄労働基準監督署長を経由し、福島労働基準局長に届出しなければならないことになっています。

今年も届出の時期になりました。所定の用紙は、各労働基準監督署にありますので、各種の年度更新事務と一緒に届出してくださる